

# 令和2年12月森町議会定例会会議録

1 招集日時 令和2年12月4日(金) 午前9時30分

2 招集場所 森町議会議事堂

3 開会・開議 令和2年12月4日(金) 午前9時30分

4 応招議員

1番議員	川岸和花子	2番議員	出口裕
3番議員	岡戸章夫	4番議員	加藤久幸
5番議員	中根信一郎	6番議員	岡野豊
7番議員	吉筋恵治	8番議員	中根幸男
9番議員	鈴木托治	10番議員	西田彰
11番議員	亀澤進	12番議員	山本俊康

5 不応招議員 なし

6 出席議員 応招議員に同じ

7 欠席議員 なし

8 地方自治法第121条の規定に基づき議場に出席した者の職氏名

町長	太田康雄	副町長	村松弘
教育長	比奈地敏彦	総務課長	村松成弘
企画財政課長	佐藤嘉彦	税務課長	山下浩子
住民生活課長	富田正治	保健福祉課長	平田章浩

産業課長 長野 了 上下水道課長 岡本 教夫  
学校教育課長 塩澤由記弥 社会教育課長 松浦 博  
病院事務局長 鳥居孝文

9 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 花嶋 亘 議会書記 清泉雅文

10 会議に付した事件

- 議案第84号 人権擁護委員候補者の推薦について  
議案第85号 森町議会議員及び森町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例について  
議案第86号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について  
議案第87号 地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について  
議案第88号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について  
議案第89号 森町経済変動対策貸付資金利子補給基金条例について  
議案第90号 森町立幼稚園預かり保育料徴収条例の一部を改正する条例について  
議案第91号 森町社会体育施設の設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例について  
議案第92号 令和2年度森町一般会計補正予算（第12号）  
議案第93号 令和2年度森町介護保険特別会計補正予算（第4号）  
議案第94号 令和2年度森町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）  
議案第95号 令和2年度森町病院事業会計補正予算（第2号）  
議案第96号 静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について  
議案第97号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

発議第 2号 防災・減災、国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書の提出について

<議事の経過>

議長 ( 亀澤 進 君 ) 出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年12月、森町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

発言の際にも、マスクを着用して発言してください。

また、発言するとき、発言が終了したときにマイクボタンを押すようにお願いします。

それでは、日程に入ります。

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、森町議会会議規則第127条の規定によって、5番中根信一郎君及び6番岡野豊君を指名します。

日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月22日までの19日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

( 「異議なし」と言う者多数 )

議長 ( 亀澤 進 君 ) 「異議なし」と認めます。

したがって会期は、本日から12月22日までの19日間に決定しました。

日程第3、「報告事項」について、監査委員から例月出納検査の結果についての報告が来ております。

お手元に配布のとおりでございますので、ご了承願います。

また、議員派遣については、お手元に配布したとおり、議長において専決処分したので、報告いたします。

日程第4、議案第84号「人権擁護委員候補者の推薦について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

( 職 員 朗 読 )

議 長 ( 亀 澤 進 君 ) 本案について提案理由の説明を求めます。  
町長、太田康雄君。

町 長 ( 太 田 康 雄 君 ) ただいま上程されました議案第84号「人権擁護委員候補者の推薦について」提案理由の説明を申し上げます。

本案は、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づく、人権擁護委員候補者の推薦であります。

現在、人権擁護委員として活動されている白畑<sup>しらはたやすのぶ</sup>安信氏が、令和3年3月31日をもって任期満了となり、退任することになったため、後任として新たに推薦するものであります。

人権擁護委員は、人権擁護委員法において、「国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図るため、全国に人権擁護委員を置く」とされております。

今回提案いたしました川出<sup>かわでやすこ</sup>泰子氏は、現在、三倉小学校の再任用教諭として勤務をお願いしておりますが、長く小学校教諭として勤務され、人権擁護について理解ある教育者でございます。

明朗・誠実な人柄で、地域の方々からの信頼も厚く、また、地域の事情に精通するとともに、人権擁護に関する見識も高く、委員の候補者として適任であると存じますので、推薦するものであります。

なお、任期は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間となります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議をお願い申し上げます。

議 長 ( 亀 澤 進 君 ) これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、西田彰君。

10番議員 ( 西 田 彰 君 ) 人権擁護委員の役割として、人権に関することで相談、訴えがあったときに会議に出て話し合うという役割かと思いますが、川出さんは三倉の小学校で再任用職員ということで、

来年の4月以降はどのような立場になられるのか、その辺をお聞きします。

議長 ( 亀澤 進 君 ) 教育長、比奈地敏彦君。

教育長 ( 比奈地敏彦 君 ) 教育長です。川出さんにつきましては、本年度1年の再任用ということで、来年からは職がございません。以上でございます。

議長 ( 亀澤 進 君 ) 10番、西田彰君。

10番議員 ( 西田 彰 君 ) 少し、先に人権擁護委員ということで言いましたけども、人権擁護委員の役割をちょっと具体的にお話しいただければ。

議長 ( 亀澤 進 君 ) 富田住民生活課長。

住民生活課長 ( 富田正治 君 ) 住民生活課長です。ただいまの西田議員の人権擁護委員の役割ということでご質問をいただきましたので回答させていただきます。人権擁護委員の使命は、人権擁護委員法第2条の規定に、「国民の基本的人権が侵犯されることのないように監視し、若し、これが侵犯された場合には、その救済のため、すみやかに適切な処置を採るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることをもってその使命とする。」と規定されております。

人権擁護委員の職務は、第11条の規定により、次のように定められております。一つ目に「自由人権思想に関する啓もう及び宣伝をなすこと」。二番目に「民間における人権擁護運動の助長に努めること」。三番目に「人権侵犯事件につき、その救済のため、調査及び情報の収集をなし、法務大臣への報告、関係機関への勧告等適切な処置を講ずること」。四番目に「貧困者に対し訴訟援助その他その人権擁護のため適切な救済方法を講ずること」。五番目に「その他人権の擁護に努めること」ということで定められております。実際の活動としましては、袋井人権擁護委員の協議会で活動をされておりますので、そちらの活動に参加するという形になろうかと思えます。以上です。

議長 ( 亀澤 進 君 ) 他に質疑はありませんか。

議 長 ( 発言する者なし )

議 長 ( 亀澤 進 君 ) 「質疑なし」と認めます。  
お諮りします。  
本案は、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。  
ご異議ありませんか。

議 長 ( 「異議なし」と言う者多数 )

議 長 ( 亀澤 進 君 ) 「異議なし」と認めます。  
これから議案第84号を採決します。  
本案は、原案のとおり推薦することに賛成の方は、起立願います。

議 長 ( 起立全員 )

議 長 ( 亀澤 進 君 ) 起立全員です。  
したがって、議案第84号は、原案のとおり推薦することに決定しました。

日程第5、議案第85号「森町議会議員及び森町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例について」を議題とします。  
職員に議案を朗読させます。

議 長 ( 職員朗読 )

議 長 ( 亀澤 進 君 ) 本案について提案理由の説明を求めます。  
町長、太田康雄君。

町 長 ( 太田康雄 君 ) ただいま上程されました議案第85号「森町議会議員及び森町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例について」提案理由の説明を申し上げます。  
本案は、令和2年6月12日に公布された「公職選挙法の一部を改正する法律」により、町村議会議員選挙及び町村長選挙における選挙公営の拡大が行われることになり、令和2年12月12日から施行されることに伴い、制度の導入に必要な条例の制定を行うものであります。  
条例の内容は、町村の選挙においても県・市と同様に、選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及びポスターの作成に係る費用を公費負担するものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長 ( 亀澤 進 君 ) 日程第6、議案第86号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

( 職 員 朗 読 )

議長 ( 亀澤 進 君 ) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町長 ( 太田康雄 君 ) ただいま上程されました議案第86号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明を申し上げます。

本案は、別表第2のアに定める医療職給料表(1)において、3級及び4級を適用する医師について、給料表に定める最高号級に達し、昇給停止となる職員があることから、その昇給停止を是正するため、新たに号級を追加するものでございます。

追加する号級は、3級89号級に32号級を加え最高号級を3級121号級とし、4級65号級に4号級を加え最高号級を4級69号級とするものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議をお願い申し上げます。

議長 ( 亀澤 進 君 ) 日程第7、議案第87号「地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

( 職 員 朗 読 )

議長 ( 亀澤 進 君 ) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町長 ( 太田康雄 君 ) ただいま上程されました議案第87号「地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について」提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和2年3月31日に公布された「地方税法等の一部を改正する法律」により、地方税の延滞金に係る割合の名称について、「特例基準割合」が「延滞金特例基準割合」に改められ、令和3年1月1日から施行されることに伴い、関係する条例をそれぞれ改正するものです。

改正を要する条例は、「森町税外収入金の督促等に関する条例」、「森町介護保険条例」、「森町後期高齢者医療に関する条例」及び「森町下水道事業受益者負担に関する条例」の4条例であり、それぞれ規定の整備を行うものであります。

主な改正の内容は、地方税の延滞金に係る割合の名称について、「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に変更するとともに、延滞金の割合に下限を設ける旨の規定を新たに設け、併せて字句の修正を行うものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長 ( 亀澤 進 君 ) 日程第8、議案第88号「森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

( 職 員 朗 読 )

議長 ( 亀澤 進 君 ) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町長 ( 太田康雄 君 ) ただいま上程されました議案第88号「森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明を申し上げます。

本案は、「地方税法施行令の一部を改正する政令」が令和2年9月4日に公布され、国民健康保険税の改正部分について、令和3年1月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものであります。

平成30年度の税制改正により、個人所得課税が見直され、給与所得控除、公的年金等控除が10万円引き下げられ、基礎控除が10万円



引き上げられました。この改正は、令和2年の所得から適用され、令和3年度の住民税から反映されます。これを踏まえ、国民健康保険税におきまして、減額の対象となる所得の基準を見直し、軽減判定所得の算定において基礎控除額相当分の基準額を引き上げる等、規定の整備を行うものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議をお願い申し上げます。

議長 ( 亀澤 進 君 ) 日程第9、議案第89号「森町経済変動対策貸付資金利子補給基金条例について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

( 職 員 朗 読 )

議長 ( 亀澤 進 君 ) 本案について提案理由の説明を求めます。  
町長、太田康雄君。

町長 ( 太田康雄 君 ) ただいま上程されました議案第89号「森町経済変動対策貸付資金利子補給基金条例について」提案理由の説明を申し上げます。

町では、令和2年度当初より新型コロナウイルス感染拡大により影響を受けた町内中小企業への資金繰りを支援するため、静岡県経済変動対策貸付金を貸し付けた取扱金融機関へ利子補給金を交付する事業を実施しております。

この利子補給事業につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源とすることができるため、来年度以降の利子の補給に要する経費に充てるため、基金を設置するものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議をお願い申し上げます。

議長 ( 亀澤 進 君 ) 日程第10、議案第90号「森町立幼稚園預かり保育料徴収条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

( 職 員 朗 読 )

議 長 ( 亀澤 進 君 ) 本案について提案理由の説明を求めます。  
町長、太田康雄君。

町 長 ( 太田康雄 君 ) ただいま上程されました議案第90号「森町立幼稚園預かり保育料徴収条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明を申し上げます。

本案は、未就学児の保護者が安心して子どもを預け、働くことのできる環境をさらに充実させるため、町内5か所の幼稚園で実施している預かり保育事業について、預かり保育の受入時間を延長するとともに、預かり保育料の見直しを行うものであります。

現在、午後5時までの預かり保育に、終了時刻を1時間延長し午後6時までとする「延長預かり保育」の規定を追加し、「延長預かり保育」の保育料を「日額100円」とするものです。

また、併せて、保育の必要性の認定を受けた場合は、保育園保育料と同様の扱いとするため、月額11,300円の上限を撤廃し、預かり保育料を無償とするものです。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議をお願い申し上げます。

議 長 ( 亀澤 進 君 ) 日程第11、議案第91号「森町社会体育施設の設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

( 職 員 朗 読 )

議 長 ( 亀澤 進 君 ) 本案について提案理由の説明を求めます。  
町長、太田康雄君。

町 長 ( 太田康雄 君 ) ただいま上程されました議案第91号「森町社会体育施設の設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明を申し上げます。

本案は、森町営グラウンドの夜間照明施設のLED化に伴い、照明の点灯数を2段階に切り替える方法から、切り替えなしの方法に変更するため、森町営グラウンド施設使用料のうち照明使用料を改定す

るものです。

改定の内容は、照明使用料のA灯4,400円、B灯2,750円の区別を廃止し、一律2,750円とするものであります。

なお、施行日は、令和3年3月1日とするものです。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議をお願いいたします。

議長 ( 亀澤 進 君 ) 日程第12、議案第92号「令和2年度森町一般会計補正予算(第12号)」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

( 職 員 朗 読 )

議長 ( 亀澤 進 君 ) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町長 ( 太田康雄 君 ) ただいま上程されました、議案第92号「令和2年度森町一般会計補正予算(第12号)」について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ131,305千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,811,964千円とするものであります。

以下、事項別明細書により補正の概要を歳出から申し上げます。

まず、9ページから30ページの各科目に計上いたしました職員給与費は、本年4月の人事異動に伴う年間見込額と、現計予算額との過不足による調整及び本年10月の人事院勧告に基づく手当の改正等に伴う補正の他、新型コロナウイルス感染症への対応や6月上旬の長雨や豪雨への対応、マイナンバーカードの普及促進、生活困窮者の相談対応等々の本年度の特殊事情により、職員手当に含まれる時間外手当の予算に不足が見込まれるため追加をお願いするものと、職員共済組合等負担金の調整でございます。

それでは、9・10ページをご覧ください。

2款1項1目、一般管理費4,202千円のうち、新型コロナウイルス感染症対策経費1,490千円につきましては、感染症対策として、

庁舎の一部等が閉鎖された場合に他の町有施設で行政サービスを継続的に行うことが可能となるよう、施設間で電話転送が可能なひかり電話を整備するための町有施設電話転送機能整備委託料でございます。

5目、財産管理費25,000千円につきましては、新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金を財源として、経済変動対策貸付の利子補給金の次年度以降の利子補給金に相当する額を、今議会で提案しております基金に積み立てるものでございます。

11・12ページ、2項1目、企画総務費3,111千円のうち、企画総務経費、天竜浜名湖鉄道沿線魅力向上事業委託料2,350千円につきましては、令和元年度に実施いたしました、天竜浜名湖鉄道沿線自治体で取り組んでおります「人と時代をつなぐ花のリレープロジェクト」の一環として、遠州森駅に桜とアジサイを植栽した事業について、アジサイの生育状況が良くないため、浜松磐田信用金庫から追加の寄附金をいただき、土壌改良等を実施するものでございます。

13・14ページ、5項3目、町議会議員選挙費1,199千円につきましては、令和3年4月に執行が予定されている町議会議員選挙に係る感染症対策用消耗品の購入経費でございます。

3款1項1目、社会福祉総務費19,052千円のうち、自立支援給付費22,428千円につきましては、療養介護給付事業、障害福祉サービス費等給付事業及び更生医療給付費について、当初の見込みより利用者数が増加したこと等により不足が見込まれるため、増額をするものでございます。

15・16ページ、4目、老人福祉費7,310千円のうち、介護保険事務費繰出金7,045千円につきましては、令和3年度介護報酬改定等に伴うシステム改修委託料に対する介護保険特別会計への繰出金でございます。

5目、後期高齢者医療費1,748千円のうち、後期高齢者医療システム改修委託料1,298千円につきましては、平成30年度税制改正への対応として令和3年度からの住民税基礎控除等の見直しに対応し

たシステム改修を行うものでございます。

17・18ページ、4款1項5目、診療所費53,000千円につきましては、森町病院が行っております新型コロナウイルス感染症対策経費に充当するための繰出金でございます。

6款1項2目、農業総務費2,278千円のうち、新型コロナウイルス感染症対策経費1,800千円につきましては、コテージアクティ及び吉川キャンプ場の感染防止対策と、4月5月の休業要請に伴う休業期間及び今年度を通じて見込まれる影響を踏まえ支援を行う天方宿泊施設等新型コロナウイルス対応継続支援金でございます。

19・20ページ、7款1項1目、商工総務費30,000千円につきましては、森町体験の里の感染防止対策と、4月5月の休業要請に伴う休業期間及び今年度を通じて見込まれる影響を踏まえ支援を行うための森町体験の里新型コロナウイルス対応継続支援金でございます。

23・24ページ、9款1項5目、災害対策費26,940千円につきましては、指定避難所の感染症対策として空調設備等の改修を実施するもので、対象施設は三倉、一宮、園田及び飯田総合センターで、三倉総合センターについては、窓ガラス飛散防止のための抗ウイルス素材のフィルム施工を併せて実施するものでございます。

10款1項2目、事務局費34,823千円の減額につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により執行が困難となった北海道森町児童生徒交流事業費2,300千円、広島平和記念式典小中学生派遣事業396千円と、小中学校情報機器整備事業の入札執行に伴う不要見込額38,763千円を減額するもの、及び新型コロナウイルス感染症対策経費6,636千円として、小中学校における校内緊急連絡手段の環境整備として学校内緊急連絡用端末を整備するための経費3,137千円、学校施設等での感染拡大により校舎が閉鎖された場合に他の施設等で業務を継続的に行うことが可能となるよう、施設間で電話転送が可能なひかり電話を整備するための町有施設電話転送機能整備委託料2,891千円でございます。

25・26ページ、2項1目、小学校費、学校管理費14,160千円につきましては、三倉小学校、天方小学校と森小学校との統合に伴い、森小学校の教室等の修繕や備品運搬設置等手数料、廃棄物用コンテナ使用料と、次年度に向け、森小学校特別支援学級増級に伴う教室等の修繕や、空調設備設置のための工事請負費及び飯田小学校卒業生の方からいただきました寄附金を活用した飯田小学校の門扉や倉庫の整備でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

5・6ページ、15款1項1目、民生費国庫負担金11,213千円につきましては、療養介護給付費や障害福祉サービス費、更生医療給付費などの増額に対する国庫負担金でございます。

2項1目、総務費国庫補助金24,823千円につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として、国の第2次補正予算において内示をいただいている額のうち未充当である23,889千円等でございます。

7目、教育費国庫補助金3,635千円の減額につきましては、小中学校情報機器整備事業の減額に伴う公立学校情報機器整備費補助金の減額でございます。

16款1項1目、民生費県負担金5,606千円につきましては、療養介護給付費や障害福祉サービス費、更生医療給付費などの増額に対する県負担金でございます。

2項7目、消防費県補助金13,050千円につきましては、指定避難所の感染症対策に対する地震・津波対策等減災交付金でございます。

18款1項2目、総務費寄附金2,350千円につきましては、浜松磐田信用金庫からの寄附金で、天竜浜名湖鉄道沿線魅力向上事業委託料に充当するものでございます。

3目、教育費寄附金2,000千円につきましては、飯田小学校卒業生からの寄附金で、飯田小学校の門扉等の整備の財源として活用させていただくものでございます。

7・8ページ、20款1項1目、繰越金75,189千円につきましては、財源調整としての計上ではありますが、今後、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加内示等の状況を見て対応してまいりたいと考えております。

以上が「令和2年度森町一般会計補正予算（第12号）」の概要でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（亀澤進君）日程第13、議案第93号「令和2年度森町介護保険特別会計補正予算（第4号）」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

議長（亀澤進君）本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町長（太田康雄君）ただいま上程されました議案第93号「令和2年度森町介護保険特別会計補正予算（第4号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,939千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,447,945千円とするものであります。

以下、事項別明細書により補正の内容を歳出から申し上げます。

7・8ページ、1款1項1目、一般管理費8,745千円につきましては、令和3年4月1日施行の介護保険制度の改正に伴い、介護保険システムの改修が必要となることから、介護保険システム改修委託料を計上するものでございます。

システム改修の内容につきましては、介護報酬の改正、更新認定有効期間の上限の延長、介護認定で使用する認定ソフトの項目追加等に対応するものでございます。

3款3項1目、包括的支援事業費1,194千円につきましては、本年10月の人事院勧告に基づく期末手当の減額及びコロナ禍における高齢者フレイル対策や相談業務の増加に対応するための時間外手当を計上するものでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

5・6 ページ、3 款 2 項 3 目、地域支援事業交付金459千円、5 款 3 項 2 目、地域支援事業費交付金229千円、7 款 1 項 3 目、地域支援事業繰入金230千円につきましては、歳出の包括的支援事業費に係る国、県及び町の負担金でございます。

3 款 2 項 6 目、システム改修事業費補助金1,700千円、7 款 1 項 4 目、事務費負担金等繰入金7,045千円につきましては、介護保険システム改修に係る国庫補助金及び一般会計繰入金でございます。

8 款 1 項 1 目、繰越金276千円につきましては、財源調整としての計上でございます。

以上が「令和 2 年度森町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）」の内容でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長 （ 亀 澤 進 君 ） 日程第14、議案第94号「令和 2 年度森町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（ 職 員 朗 読 ）

議 長 （ 亀 澤 進 君 ） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町 長 （ 太 田 康 雄 君 ） ただいま上程されました議案第94号「令和 2 年度森町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7,184千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ589,664千円とするものであります。

以下、事項別明細書により補正の内容を歳出から申し上げます。

7・8 ページ、1 款 1 項 1 目、下水道総務管理費7,010千円の減額につきましては、本年 4 月の人事異動及び人事院勧告に伴う減額と、本年 9 月末日をもって職員 1 名が退職したことによる職員給与費の減額でございます。

2 項 1 目、下水道建設事業費14,194千円のうち、職員給与費1,40



6千円の減額につきましては、本年4月の人事異動及び人事院勧告に伴い減額するものでございます。

また、下水道整備事業費15,600千円につきましては、汚水管渠実施設計等業務委託の入札差金により委託料を6,000千円減額するものと、汚水管渠築造工事の推進工法への変更や設計単価の改訂により、工事請負費に不足が生じる見込みとなったことから、委託料の減額分と、追加の交付金を財源として21,600千円を増額し、事業の進捗を図るものでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

5・6ページ、3款1項1目、水の安全・安心基盤整備総合交付金7,800千円につきましては、汚水管渠築造工事の財源として交付金の追加分を計上するものであります。

7款1項1目、繰越金616千円の減額につきましては、財源調整としての計上であります。

以上が「令和2年度森町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」の内容でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 ( 亀澤 進 君 ) ここでしばらく休憩します。  
( 午前10時21分 ~ 午前10時30分 休憩 )

議長 ( 亀澤 進 君 ) 会議を再開します。

日程第15、議案第95号「令和2年度森町病院事業会計補正予算（第2号）」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

( 職 員 朗 読 )

議長 ( 亀澤 進 君 ) 本案について提案理由の説明を求めます。  
町長、太田康雄君。

町長 ( 太田康雄 君 ) ただいま上程されました議案第95号「令和2年度森町病院事業会計補正予算（第2号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算の第2条につきましては、予算に定めた「業務の予定

量」のうち、第2条第3号イの設備更新45,265千円を59,565千円に、同号ハの備品購入135,046千円を166,589千円に改めるものであります。

第3条では、予算第3条に定めた「収益的収入および支出」の収入について、第1款、病院事業収益、第2項、医業外収益354,769千円に9,714千円を追加し、364,483千円とし、病院事業収益の予定額を2,964,183千円とするものであります。

また、支出につきましては、第1款、病院事業費用、第1項、医業費用2,956,746千円に16,304千円を追加し、2,973,050千円とするものであります。

第4条では、予算第4条で定めた「資本的収入および支出」の収入について、第1款、資本的収入、第1項、出資金197,610千円に43,286千円を追加し、240,896千円とし、第3項補助金90万5千円に127万2千円を追加し、217万7千円とし、資本的収入の予定額を421,173千円とするものであります。

また、支出につきましては、第1款、資本的支出、第1項、建設改良費209,294千円に45,843千円を追加し、255,137千円とし、資本的支出の予定額を533,276千円とするものであります。

第5条では、予算第5条の「債務負担行為」の内容につきまして、入院患者に提供する給食の業務委託について、次期契約期間を令和3年度から令和5年度の3年間とし、限度額を117,000千円とするもので、次年度以降のスムーズな業務開始を行うため、準備作業等を本年度中に実施するものでございます。

第6条では、予算第7条で定めた「一時借入金」の限度額を53,000千円減額し、561,000千円とし、第7条では、予算第10条で定めた「他会計からの出資金及び負担金」の額を53,000千円増額し、579,000千円とし、第8条では、予算第12条で定めた「重要な資産の取得」について、第1号の取得する資産に、備品、患者用ベット一式を追加するものであります。

それでは、第3条の概要について申し上げますので、8ページを

ご覧ください。

まず、「収益的収入及び支出」の下段の支出ですが、1款、病院事業費用、1項、医業費用16,304千円のうち、2目、材料費、3節、医消耗備品費から3目、経費、10節、修繕費までの補正予定額は新型コロナウイルス感染症対策として実施するもので、オペ室及び画像診断科の、空調設備のフィルターの滅菌能力が高いフィルターへの交換や、救急室へのオゾン発生装置の整備、病室トイレの照明を自動点灯するセンサー付き照明への取り替え、その他感染症対策の消耗品などの整備でございます。

15節、手数料4,998千円は、PCR検査の検体分析を外部に依頼しておりますが、その検査手数料として不足する額を計上するものでございます。

次に、上段の収入についてご説明いたします。1款、病院事業収益、2項、医業外収益、1目、他会計負担金、1節、一般会計補助金9,714千円は、新型コロナウイルス感染症対策への一般会計からの補助金であります。

次に、第4条の概要について申し上げます。

9ページをご覧ください。「資本的収入及び支出」の下段の支出ですが、1款、資本的支出、1項、建設改良費、1目、設備、1節、設備14,300千円は、新型コロナウイルス感染症対策として病棟個室の換気設備及びパッケージエアコンなどの更新であります。

3目、備品、1節、備品31,543千円につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、患者用ベッド20台、医療器具などを洗浄するための洗浄機1台、オゾン発生器1台などを購入する費用28,639千円と、マイナンバーカードに保険証データが付された場合に、保険証の代わりにマイナンバーカードを活用してオンラインで直ちに医療保険資格が確認できるオンライン資格確認システムを構築するための費用2,904千円であります。

次に、上段の収入についてご説明いたします。1款、資本的収入、1項、出資金、1目、他会計出資金、1節、一般会計出資金43,286

千円につきましては、支出の建設改良費の財源として、一般会計からの出資金であります。

3項、補助金、2目、その他補助金、1節、その他補助金1,272千円は、オンライン資格確認システムの財源として、社会保険診療報酬支払基金から受ける医療提供体制設備整備交付金を計上するものであります。

以上、申し上げまして提案理由の説明といたします。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 ( 亀澤 進 君 ) 日程第16、議案第96号「静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

( 職 員 朗 読 )

議長 ( 亀澤 進 君 ) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町長 ( 太田康雄 君 ) ただいま上程されました議案第96号「静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について」提案理由の説明を申し上げます。

本案は、牧之原市、御前崎市、吉田町で構成する「相寿園管理組合」が、令和3年3月31日をもって解散することにより当組合から脱退するため、規約を変更するに当たり、地方自治法第290条の規定に基づき、組合を構成する市町・組合議会の議決を求めるところでございます。

以上、提案理由を申し上げましたが、よろしくご審議をお願い申し上げます。

議長 ( 亀澤 進 君 ) 日程第17、議案第97号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

( 職 員 朗 読 )

議長 ( 亀澤 進 君 ) 本案について提案理由の説明を求めます。

町 長

町長、太田康雄君。

( 太田康雄君 ) ただいま上程されました議案第97号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」提案理由の説明を申し上げます。

本案は「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」に基づき、当該辺地の公共的施設を整備促進するために必要な財政上の特別措置として、辺地対策事業債の借入を受けるため、議会の議決を経て総合整備計画を変更し、総務大臣に提出するものであります。

今回の変更は、橘・薄場辺地区域における総合整備計画に、町道宮代東大洞院線改築事業を追加するものでございまして、事業費に100,000千円を追加し、全体事業費を225,000千円とするものでございます。なお、計画年度は現計画の令和元年度から令和5年度で変更はございませんが、現計画事業期間以降の次期計画の事業費といたしまして、令和6年から令和7年の2年間で85,000千円を計画しており、これも含めると、町道宮代東大洞院線改築事業として185,000千円を追加し、当該区域における総合整備計画の全体事業費を310,000千円とするものでございます。

追加いたします町道宮代東大洞院線は、橘地区住民の生活道路として重要な道路であるとともに、町内の観光施設を結ぶ観光ルートの一部であります。

しかしながら、本路線はカーブが急で見通しが悪く、大型バス等の通行に支障が生じており、また、当該道路沿いを流れる大洞院川の増水による災害も危惧されております。

このため、観光及び防災上の観点から、早急に整備し、地域住民及び観光客が安心して通行できる道路とする必要があります。本計画変更につきまして、議会の議決を求めるものであります。

なお、事業費の全額を辺地対策事業債として借入を受けるものであります。

また、本議案上程のための県知事との事前協議につきましては、

11月5日付けで「意見等なし」との回答を得ております。

以上、提案理由を申し上げましたが、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長 ( 亀澤 進 君 ) 日程第18、発議第2号「防災・減災、国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書の提出について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

( 職 員 朗 読 )

議長 ( 亀澤 進 君 ) お諮りします。

本案は、説明・質疑・討論を省略し、直ちに採決したいと思いません。

ご異議ありませんか。

( 「異議なし」と言う者多数 )

議長 ( 亀澤 進 君 ) 「異議なし」と認めます。

これから発議第2号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

( 「異議なし」と言う者多数 )

議長 ( 亀澤 進 君 ) 「異議なし」と認めます。

したがって、発議第2号「防災・減災、国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書の提出について」は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書については、議長名をもって、衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・総務大臣・財務大臣・国土交通大臣・内閣官房長官・国土強靱化担当大臣・防災担当大臣・農林水産大臣に提出いたします。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回の議事日程の予定を報告します。

12月10日午前9時30分、本会議を開き、各議案に対する質疑を行います。

本日は、これで散会します。

I

( 午前 10 時 48 分 散会 )